

【重要】

今般、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、Q & Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年1月31日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体
各 国 公 立 大 学
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & A
の更新について（周知）

今般、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & A」（令和3年9月10日、令和3年10月11日更新、令和3年12月24日更新）（以下「Q & A」という。）を更新しましたのでお知らせいたします。

特に、濃厚接触者の受験の取扱いとして、Q63及びQ64を追加していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係
岡・半井野

TEL : 03-5253-4111（内線：4902）

e-mail : gaknyusi@mext.go.jp